

東日本大震災 復興加速化のための第9次提言  
～新しい日本創生の道筋を切り拓く～

令和2年9月9日

自由民主党

公明党

## はじめに

### I. 原子力事故災害被災地域の本格的な復興・再生

- 1 帰還等の促進に向けた環境整備
  - (1) 新たな活力を呼び込むための移住・定住等の促進
  - (2) 帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域外における対応
- 2 福島イノベーション・コースト構想の具現化を通じた産業発展
  - (1) 国際教育研究拠点
  - (2) 新産業の創出、人材育成等
- 3 事業者・農林漁業者の再建の加速化
- 4 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策
- 5 風評払拭・リスクコミュニケーション
- 6 中間貯蔵施設の整備、指定廃棄物等の処理

### II. 地震・津波被災地域の復興の「総仕上げ」

### III. 共通課題

- (1) 新型コロナウイルス感染症による影響への対応
- (2) 防災体制の充実強化
- (3) 残された課題への的確な対応
- (4) 被災自治体における人材確保、復興に関するノウハウの活用
- (5) 復興五輪や10年の復興期間終了を契機とした情報発信

## むすび

## はじめに

東日本大震災の発生以来、自由民主党と公明党は、現場主義と政治主導により、累次にわたり課題解決のための政策提言を行い、被災地の復興に邁進してきた。

今、世界中の人々は、新型コロナウイルス感染症拡大と地球温暖化・気候変動による大規模災害の襲来におびやかされ、日常生活の様式や産業構造の見直しなど社会全体のあり方が根本的に問い直され、変革を迫られている。

こうした中、東日本大震災が起こってから節目の 10 年目を迎えている福島県および東北地方の被災地は、新しい地方創生、新しい日本創生の道筋を切り拓いていく上で極めて重要な位置に立たされている。

まさに、「福島イノベーション・コースト構想」は、地球温暖化防止策や IT 技術の活用によるデジタル化の進展を図り、新しいビジネスモデルと新しいグローバル・スタンダードを生み出そうとする挑戦である。

自由民主党と公明党は、「福島イノベーション・コースト構想」の具現化を図っていくために、まず、産業創出に結びつく研究開発や人材育成を目指す一方、既存の関連施設、大学等とも連携を取り、横串の入った形で調整機能と司令塔機能を持つ「国際教育研究拠点」の新設について、本提言の最も重要な政策課題として提言する。

これが実現することにより、安倍晋三首相が 43 回にわたり被災地を訪れ、現場の実情を見たうえで「福島の復興なくして東北の復興なし」、「東北の復興なくして日本の再生なし」と公言してきた約束を果たすことができる。

また、自由民主党と公明党も、「東北が日本を変えることができる」と主張してきており、政府・与党一体となって「国際教育研究拠点」の実現に向けて全力を注いでいきたい。

これまでの東日本大震災の復旧、復興の取組みについては、原子力事故災害被災地域においては、本年 3 月に JR 常磐線の全線開通と併せて駅周辺の特定制復興再生拠点区域の一部が帰還困難区域としては初めて避難指示が解除され、福島ロボットテストフィールドが全面開所するなど、本格的な復興・再生に向

けた着実な動きが見られる。

また、東京電力福島第一原子力発電所では、廃炉・汚染水対策について工程表に沿って懸命な努力が続けられている。

しかしながら、使用済燃料や燃料デブリの取り出しなど、解決しなければならない課題が残っていることも事実である。

特に、タンク内で貯蔵され日々その量が増加している多核種除去設備（ALPS）等による処理水の取扱いについては、敷地がひっ迫する中でタンクの増設に限界がきていることから、これ以上、政府の方針決定を先送りできない状態にある。

政府は、まず、責任を持って、早急に処理水の取扱いの方針を決定し、国が前面に立って福島の復興・再生の道筋をつけていく必要がある。与党としても地域の皆様の声を丁寧に伺いながら、課題解決に万全を期することにしたい。

地震・津波被災地域では、住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了し、産業・なりわいの再生も着実に進展している。第1期復興・創生期間が終了する2020年度で完遂するという強い決意をもって、残り半年の期間を全力で取り組んでいく。また、被災者一人ひとりが希望を持って人生を歩んでいける「心の復興」を成し遂げることが必要であり、心のケア等の被災者支援を始め、なお残る復興の課題に対しては、必要な支援を行いつつ、被災地における円滑な復興事業の完了と速やかな自立の実現を目指していく。

復興・創生期間後の復興の道筋を示した去年の与党8次提言に基づいて、政府は昨年末に「復興・創生期間後の復興の基本方針」を閣議決定し、本年6月に復興庁設置法等の一部改正を行い、7月の「令和3年度以降の復興の取組について」（復興推進会議決定）において、第2期復興・創生期間の5年間の復興財源を明らかにした。被災地が一日も早く復興を成し遂げ、自立した持続可能な地域社会を築いていくためには、これらの新たに定められた制度的枠組みや方針等に基づき、必要な取組みを着実に実施するとともに、状況の変化に対応しながら、先例にとらわれない大胆な発想のもとで取り組んでいく必要がある。

残された課題の解決と新たな取組みの実施に向けて、より一層の検討が特に求められている事項について、以下のとおり、政府に対し、提言する。

## I. 原子力事故災害被災地域の本格的な復興・再生

原子力事故災害からの復興・再生については、中長期的な対応が必要であり、第2期復興・創生期間においても引き続き国が前面に立って、本格的な復興・再生に向けて取り組まねばならない。

原子力事故災害被災地域は、新たな地域づくりが進み、住民帰還も徐々に進展しているものの、高齢者の割合が高く、若者、子育て世代の帰還が進んでおらず、産業の担い手が不足している。

このような状況を打開し、原子力事故災害被災地域の復興・再生を軌道に乗せていくためには、これまで進めてきた帰還促進策にとどまらず、移住の促進や交流・関係人口の拡大、「魅力ある働く場づくり」を含め、まちの賑わいの再生を図り、新たな活力を呼び込む思い切った施策の実行が不可欠である。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大により現れた国民意識・行動の変化は日本全体の社会構造を大きく変えるものであり、国や自治体、事業者などが一丸となって対応する必要がある。一方、例えば、場所にとらわれない働き方が現実のものとなり多様な人材の活躍の場を広げ、地方移住の可能性が広がる等の、社会構造の変化を契機としてとらえ、新たな時代を見据え未来を先取りする社会変革に取り組むことも不可欠である。福島復興・再生は「究極の地方創生モデル」となることを目指し、「新たな日常」を支える地域社会や地方創生の先駆けとなるよう取り組むべきである。

### 1 帰還等の促進に向けた環境整備

#### (1) 新たな活力を呼び込むための移住・定住等の促進

- 福島復興・再生を支える新たな活力を呼び込むため、新型コロナウイルス感染症への対応として広まったテレワーク等による地方移住の可能性の広がり等、「新たな日常」の構築が求められていることを踏まえ、デジタル・ディバイドの解消に努めるとともに、帰還促進に加え、移住して就業・起業をする者等に対する支援金の創設や、自治体を実施する様々な移住・定住推進施策に対する手厚い支援措置といった思い切った施策の具体化を進めること。これらの施策等を通じて、住まいの確保等、より効果的な移住促進、兼業・副業のマッチング等の交流人口・

関係人口拡大、海外企業・外資系企業・農業法人等の誘致推進等を、国・自治体・事業者等が一丸となって進めていくこと。

## (2) 帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域外における対応

- 帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てについて避難指示を解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、6町村の特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、帰還環境整備を引き続き進め、避難指示解除を目指すこと。
- 来年は震災から10年を迎える節目にあたり、拠点区域外の政策の方向性について具体化することが求められている。町村ごとに事情が異なることに鑑み、個別に各町村の課題、要望等を丁寧に伺いながら、検討を進めること。その際、地元自治体の土地活用に向けた強い意向がある場合には、住民の安全の確保を前提として、現状の制度・枠組みにとらわれず、拠点区域外の避難指示解除を可能にする仕組みを早急に構築すること。今後、与党も政府と一体となって検討を加速化させていく。
- 加えて、帰還困難区域を抱える6町村の避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域への帰還・居住に向けた動きを加速させるため、国および県は、様々な産業の活性化や、教育等の居住・生活環境の充実に向けた対応策について、これまでに各町村と個別に議論してきた取り組みの方向性を踏まえ、一層推進すること。

## 2 福島イノベーション・コースト構想の具現化を通じた産業発展

### (1) 国際教育研究拠点

- 福島イノベーション・コースト構想は国家プロジェクトとして、「福島の復興・再生」を目指すものにとどまらず、東日本大震災の被害を被った「東北全体の再生のモデル」、さらには、人口減少の進行、エネルギー制約、低水準の食料自給率など様々な問題点を抱える「我が国全体の課

題解決・新たな成長」につなげるとの高い志を持って進めていく必要がある。福島の地において、震災および原子力事故災害によって失われた環境を取り戻す取組みを進めつつ、誰もが豊かに生き、環境と調和した持続可能な産業創出を実現することは、科学技術と人間らしい生活・文化および自然との調和がとれた新たな社会像の形成を目指すものとしてウィズコロナ、ポストコロナ時代の世界にも貢献できるものである。

- 福島イノベーション・コースト構想は、これまでの取組みにおいて、各分野における関連施設の整備が進むとともに、企業立地や地元企業の新たな事業展開などに一定の成果がみられる。

一方、現状では、各種の関連施設はそれぞれの主体が縦割りで運営しており、全体としての連携をさらに進めるための仕組み等が必要であることや、地域の産業・雇用創出につながるような研究機能と民間の力も活用した産業化、そのための持続的な人材育成に関する体制・機能の強化が必要であること、といった課題がある。

- 福島浜通り地域の将来の発展を見据え、上記の課題を克服し、福島イノベーション・コースト構想を、次なる「発展飛躍」のステップへと移行させる必要がある。

そのためには、「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」の最終とりまとめが提言しているように、福島浜通り地域の特性を生かした魅力的な新産業の創出と、それを担う国内外からの若者人材の結集・育成を図る必要がある。その実現に向けて、産業創出につながる研究開発・人材育成等の中核となり、既存の関連施設の研究活動などに横串を刺す調整機能を持った司令塔となる国際教育研究拠点を新設することが不可欠である。

- また、この取組みの推進にあたっては、まずは、核となる研究拠点を設置し、既存の関連施設や大学等との連携を図りつつ産業創出と人材育成の取組みを進め、それらの成果を活用して更なる充実・拡大を図って

いくなど、好循環の創出を戦略的に進めていくべきである。

- 国際教育研究拠点に対する地元の熱意・期待は極めて強い。原子力事故災害という大きなハンディキャップを負った福島浜通り地域こそ、国の政治により報われなければならない。福島の地において産業を再生し、若者が夢や希望を抱き、魅力を感じる地域へと復興・再生を成し遂げるためには、並大抵の取組みでは難しいという現実を直視し、国際教育研究拠点の新設にあたっては、先例にとらわれない、大胆な発想で取り組まなければならない。その際、リスクを取ってでもチャレンジするとの気構えの下で取り組むことが重要であり、民間資金の積極的な活用を求めるなど、産学官それぞれが持てる力を発揮し、官民一体となって推進していく必要がある。
  
  - 以上の点を踏まえ、国際教育研究拠点の新設にあたっては、福島県を始めとする被災自治体の切実な要望を十分に踏まえ、以下に掲げる内容に沿って、政府一丸となって取り組むことを求める。
    - ① 本拠点は、福島イノベーション・コースト構想の中核をなす司令塔となる世界レベルの拠点として整備し、原子力事故災害での教訓・逆境を跳ね返す姿の国内外への発信・風評払拭につなげるものとする。
    - ② 重点テーマは、原子力事故災害に起因し、福島浜通り地域にとって必須の課題分野を明確にして取り組むと同時に、人口減少下での生産性向上、エネルギー制約への対応、低水準の食料自給率の向上など、日本の課題解決にもつながる分野で貢献するものとする。
- 具体的には、福島浜通り地域に整備された関連施設を生かすとともに、各分野の先端技術の融合による産業創出が見込まれるロボット、エネルギー、スマート農業等の新産業創出関係分野と、福島第一原発事故に由来し、この地域の再生および世界への貢献に向けて欠かすことのできない廃炉、放射線安全、風評払拭・リスクコミュニケーション等の原発事



故対応・環境回復関係分野を基本とすること。

③ 組織形態については、

- ・原子力事故災害および東日本大震災からの復興を目的とし、上記②の多様な重点テーマに対応できる総合性を有するものであること
- ・各省の縦割りを超えた研究開発の一元的実施
- ・世界的な実績のある研究者を招聘できる処遇水準の確保

等の条件を満たす組織を創設することが必要である。

この点に関し、有識者会議が最終とりまとめにおいて「国立研究開発法人とすることが望ましい」とし、福島県が「復興庁所管の『国立研究開発法人』として新設すること」を強く要望している。これらを踏まえ、政府においては、復興庁が中心となって、関係省庁と連携し、本拠点で行う研究や教育の具体的内容、本拠点と既存の関連施設との連携・役割分担および地元自治体や民間企業の関与等を整理した上で、国立研究開発法人の新設を軸に、他の研究機関や大学等の誘致等も含め、最も効果的・効率的な組織形態を検討すること。また、国が責任を持って、予算、人員体制を確保すること。

④ 本拠点をハブとした産学官の連携により、ベンチャー企業や新産業を創出し、地元の経済・雇用に貢献すること。その際、原子力事故災害に見舞われた福島浜通り地域の厳しい環境を発展的に活用して、規制改革にも取り組むことで、地方創生のモデルとなるような産業・雇用の創出を実現すること。

また、多数の大学と連携しながら高等教育の人材育成の充実・具体化を図るとともに、地元の小中高校生等も含めシームレスな形の人材育成に取り組むこと。

⑤ 立地については、既存の関連施設等との連携、生活環境、交通アクセスや、参加する大学・企業等の意向などを踏まえるとともに、地元自治体の意見を尊重して、避難指示が出ていた地域への立地を基本として決

定すること。

## (2) 新産業の創出、人材育成等

- 廃炉、エネルギー、ロボット・ドローン、空飛ぶクルマ、農林水産業など構想の重点分野に関し、福島浜通り地域等での研究開発や地元での実装の支援、地元企業と進出企業とのマッチング支援、地元企業の新事業展開や取引拡大の支援を、体制の強化を含め行うこと。
- 「福島新エネ社会構想」を見直し、「再エネトップランナー県」としての取組みの加速化や再エネイノベーション拠点の機能強化による再エネ社会の構築・実装を行うとともに、イノベーションを通じた世界の水素研究のリードや、地元利活用による水素実装モデルの構築を行うこと。
- 福島ロボットテストフィールドにおけるドローン・空飛ぶクルマ等の開発・実証・試験飛行環境整備や技術基準・運用ガイドライン整備等を進めること。
- 地元への経済効果の大きい事業の呼び込みや移住も含めた人材確保に対する手厚い支援など企業誘致の強化、浜通り地域等での起業・創業の手厚い支援、構想に係る各施設の利活用や来訪の促進など、新たな活力の一層の呼び込みを行うこと。
- 農林水産業について、現場が直面している課題解決に資する先端的な技術の開発・実証を進めること。
- 福島浜通り地域に整備した産業団地への進出企業等を支えるために不可欠な物流に係る課題の解決に向けた情報共有・企業間の連携を進める等、地域での経済活動を支える産業・生活基盤の整備を進めること。

- これらに際し、帰還困難区域に指定された地域における取組みへの支援や地域毎の復興の状況に応じた支援の見直しを検討すること。
- 構想を支える地域の産業人材の輩出に向けて、引き続き、県や市町村と連携して、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校における特色ある教育プログラムを実施すること。また、全国有数の魅力ある学校とするために先進的な教育が行えるよう、ふたば未来学園等の特色ある教育活動に対する支援を引き続き行うこと。

### 3 事業者・農林漁業者の再建の加速化

- 原子力事故災害被災地域の地元事業者による事業再開については、地域毎の復興の状況に応じた支援の重点化等を検討すること。その際、帰還困難区域に指定された地域の住民の方の帰還・事業再開等、および帰還・事業再開後の事業継続については、一層の支援を行うこと。
- 福島の経済復興には、来訪者の呼び込みとその消費が不可欠であることから、地元の魅力向上、情報発信、来訪者による消費喚起、観光復興に向けた取組み等に対する支援を強化すること。
- 営農再開の加速化に向け、大規模で労働生産性の著しく高い農業経営の展開を図るべく、改正福島復興再生特別措置法による農地集積等の特例も活用した外部参入も含む担い手確保支援、地域内で生産された野菜を生活様式の変化により消費が拡大している冷凍野菜に加工するなど農産物生産と加工等が一体となって価値を創出する高付加価値産地の具体化等を推進すること。
- 福島の森林・林業の再生に向けて、ふくしま森林再生事業に引き続き

取り組むとともに、里山再生事業が効果あるものとなるよう、モデル事業の成果等を踏まえて確実に実施すること。さらに、原木林や原木しいたけ等の特用林産物の産地再生に向けた取り組みや、木材製品等の安全証明体制の構築など木材産業の再生に向けた取り組みを進めること。

- 福島における本格的な漁業操業再開および水産加工流通業の回復に向け、水揚げ量を増大させつつそれらが確実に流通されるよう、必要な支援を行うこと。また、国産水産物の消費拡大を推進すべく現状の取り組みや課題を専門家による検討会で整理するとともに、魚食普及に向けた取り組みを支援すること。その上で、福島県水産物については、流通販売業者・消費者への情報発信や消費拡大等に向け必要な支援を行うこと。

#### 4 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策

- 国、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力は、復興が本格化していく中で、「復興と廃炉の両立」を大原則とし、廃炉・汚染水対策を進めていくこと。世界にも前例のない燃料デブリの取り出しや、今後の使用済燃料の取り出しなどの取り組みにおいて、復興に資するためにリスクの早期低減に取り組むとともに、安全確保を最優先する観点から工程ありきではなく慎重に進めるべきという視点も踏まえ、進めていくこと。
- タンク内で貯蔵している多核種除去設備(ALPS)等による処理水の取扱いについて、政府は、関係者の御意見を踏まえ、責任を持って、早急に方針の決定を行うこと。その際、タンクが増加し続けることを不安に思い、根本的な処分方法を求めているなどの地元の声を踏まえること。また、風評への影響を起ささないための対策を徹底するとともに、それでも起きると考えられる風評被害を克服するため、方針決定後も継続的な対策を講じること。その際、福島のみならず全国の消費者や流通関係者への説明や国際的な情報発信に取り組み、理解醸成活動を続けること。

- 損害がある限り賠償するという政府方針の下、引き続き、被害者に寄り添いながら、被害の実態に見合った必要十分な賠償が行われるよう、東京電力に対して指導を行うとともに、賠償の円滑な実施に向けた取組みを継続すること。

## 5 風評払拭・リスクコミュニケーション

- 改正福島復興再生特別措置法に明記された海外の風評払拭や輸入規制の撤廃に向けた働きかけを確実に実施していくため、新型コロナウイルスの影響により国際イベント機会の活用等が困難なことを踏まえ、インターネットを活用した情報発信の強化など、取りうるあらゆる手段を柔軟かつ積極的に講じていくこと。

- 福島県のみならず被災地全体の農林水産品についての風評の払拭に向けて、2017年12月に決定された「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、政府一体となって国内外に向けた情報発信等に引き続き取り組むこと。

流通過程における風評発生について、その構造変化の調査・分析を進めるとともにこれまでの対策の効果測定を十分に行った上で、生産から流通・販売に至る事業者間の連携を強化し、被災地産農林水産物が積極的に取り扱われるよう対応すること。また、円滑な流通・販売に活用できるコンテンツを作成し、より効果的な情報発信を図ること。

- 放射線に関する情報の受け止め方が人によって異なることに十分配慮しつつ、購入意欲に悪影響を及ぼさないよう、関係省庁、地方自治体、事業者団体等のネットワーク、コンテンツを相互に活用し、ターゲットに応じたきめ細かなコンテンツの作成・発信を行うこと。

- 放射線副読本の活用状況のフォローアップ調査の結果を踏まえ、学校現場での活用を促す工夫等により、放射線に関する科学的な知識や復興

が進展している被災地等の姿について理解を促進するようデジタルコンテンツの活用など効果的な取組みや必要な支援を行うこと。

## 6 中間貯蔵施設の整備、指定廃棄物等の処理

- 中間貯蔵施設整備事業については、引き続き、福島県内に仮置きされている帰還困難区域由来のもの以外の除去土壌等については、地元の事情を踏まえた丁寧な対応が必要なものを除き、2021 年度末までに中間貯蔵施設へ搬入を完了すること。
- 福島県内の除去土壌等の最終処分については、国として責任をもって取り組んでいくこと。また、除去土壌等の減容・再生利用を進めた上で、福島県外での最終処分完了に向けて、さらなる国民的理解の醸成を図るとともに、再生利用先の創出等に関し、関係省庁等が連携して取組みを進めること。
- 福島県内の指定廃棄物等の処理については、地元の信頼確保と安全・安心の確保に努め、既存の管理型処分場を活用した埋立処分を進めること。福島県外の指定廃棄物についても、最終処分に向け、自治体と連携し、地元の方々への丁寧な説明に努めること。また、基準値以下の農業系廃棄物等の処理の促進も引き続き行うこと。

## II. 地震・津波被災地域の復興の「総仕上げ」

本年度は第1期復興・創生期間の最終年度であり、地震・津波被災地域においては、公共インフラ整備等を中心にほとんどの復興事業を完遂する、という強い決意で取り組む必要がある。第2期復興・創生期間において、国、被災自治体は協力して被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組むとともに、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策を活用することにより、コミュニティを再生し、持続可能で活力ある地域社会の創生を目指すべきである。

- 与党 8 次提言、復興・創生期間後の復興の基本方針に提示された方針に沿って、必要な見直しを行った上で、国と被災自治体は協力して残された事業に全力を挙げて取り組み、第 2 期復興・創生期間において、復興事業がその役割を全うすることを目指すこと。

心のケア等の事業については、個別の事情を丁寧に把握し、第 2 期復興・創生期間内に終了しないものについては、事業の進捗に応じて必要な支援のあり方を検討し、適切に対応すること。地震・津波被災地域の中核産業である水産加工業については、風評被害対策も含め、販路の回復・開拓等の取り組みを引き続き支援すること。

- 土地区画整理事業等による造成宅地や防災集団移転促進事業によって取得した移転元地等の活用について、復興の取り組みと地方創生施策との連携をはじめ政府全体の施策の総合的な活用のもと、公有地の集約化などこれまで培ってきたノウハウを活かし、地域の個別の課題にきめ細かく対応し、被災自治体の取り組みを引き続き推進すること。

- 東日本大震災事業者再生支援機構による二重ローン対策については、効率的な運営を徹底しつつ、震災後に生じた厳しい経営環境などへの対応機能も強化し、支援決定した事業者の再生に全力を尽くしていくこと。なお、支援決定期限である 2020 年度末までの期間を最大限有効活用し、できる限り多くの事業者が制度を活用できるよう取り組むこと。

- 地震・津波被災地域においては、国、被災自治体は残された事業の進捗状況を把握し、地域の発展基盤を構築できるよう、課題に適切に対応すること。

### Ⅲ. 共通課題

新型コロナウイルス感染症の拡大により、東日本大震災の被災地においても観光需要の落ち込みなど、地域経済に影響が生じている。こうした影響に対応するため、復興に支障が生じないように、感染拡大防止に配慮しつつ、緊急経済対策や復興事業を着実に実行する。一方、新型コロナウイルス感染症拡大の局面で現れた国民意識・行動の変化を契機としてとらえ、生産性の向上など、積年の問題を解決することも見据えて取り組むべきである。

復興は着実に進んできたが、それぞれの進捗に丁寧に目を配り、引き続き的確な支援を行う必要がある。

課題先進地として取り組んできた東日本大震災の被災地におけるこれまでの復興の経験、ノウハウを活用し、我が国の安全・安心な地域社会の構築につなげていくべきである。

#### (1) 新型コロナウイルス感染症による影響への対応

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対しては、雇用調整助成金や持続化給付金、資金繰り支援等の施策を総動員し、復興に支障が生じないように万全の対応を取ること。東日本大震災事業者再生支援機構による支援先でも新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者が多い中、返済猶予などの支援に丁寧に対応すること。東北地方における旅行者数の回復を目指し、感染拡大防止対策を徹底した上で、Go To トラベル事業等による国内観光の振興を強力に実施すること。また、これまで取り組んできた復興事業の成果を活用しつつ、関係省庁および被災自治体等が連携して政府全体の施策も推進し、ウィズコロナ時代の被災地の観光振興に万全を期すること。

#### (2) 防災体制の充実強化

- 復興庁を設置した意義、その成果を活かしていく観点から、防災、原子力防災の体制についても各省庁の縦割りを排して司令塔機能を一元化し、防災・減災、応急対策、復旧・復興を一貫して成し遂げられる体制を構築、強化していくことが重要である。



- 政府は既に第一段階として司令塔機能の一元的発揮のため、内閣官房、内閣府（防災・原子力防災）で関係業務を担う所要の職員については相互併任発令を行い、一体的に業務を行うこととしている。また、内閣危機管理監の下に、自然災害発生時の関係省庁局長級メンバーが平時から集まる「自然災害即応・連携チーム会議」を設置した。
- さらに、司令塔機能を強化し、災害発生時の連携対応を万全なものとする。

### **（３）残された課題への的確な対応**

- 発災から10年が経過しようとしており復興は着実に進んできたが、地域、課題によって進捗にばらつきがあることを踏まえ、残された課題について検討し、的確に支援を行うこと。
- 各地域における復興の状況に応じて各種特例措置が終了しつつあるが、今後も復興状況を踏まえつつ、特例措置のあり方について検討すること。見直す際には関係者への事前周知を十分に行うこと。
- 避難者の実態や帰還意思を踏まえた避難者数を把握し、的確な支援を行うため、避難元自治体と十分協議し、適切な調査方法を検討すること。

### **（４）被災自治体における人材確保、復興に関するノウハウの活用**

- 被災自治体における人手不足に対応するため、全国の自治体からの応援職員の確保や被災自治体における採用・人材育成に引き続き努めること。
- 震災の記憶と教訓を後世へ継承するとともに、これまで復興に取り組むことで蓄積された知見を有効に活用するため、情報発信のあり方や被災地内外へのノウハウの共有、さらには全国の被災自治体への応援についても検討すること。

## (5) 復興五輪や10年の復興期間終了を契機とした情報発信

- 新型コロナウイルス感染症を乗り越えて2021年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会については、引き続き「復興五輪」として、世界各国から寄せられた支援に対する感謝の意と、目覚ましい復興の姿を、世界中の人々に対して発信することができるよう取組みを進めること。
  
- 10年の復興期間が終了するのに際して、復興の進捗や成果を総括し、わかりやすく情報発信するとともに、食品のおいしさのPRや安全性の確認のための公開測定など、被災地の魅力や現状を伝えるイベントを実施すること。

## むすび

来年は震災発生から10年の節目を迎えることとなる。

今年度までの「第1期復興・創生期間」は、まず、地震、津波、原子力事故災害で壊滅状態となっていた人々の生活基盤、産業基盤の復旧・復興に主力を注いできた。最終的には、地域住民の皆様が生まれた故郷に帰り、安心して暮らすことができる生活環境を取り戻し、にぎわいのあるまちづくりと地方創生の夢を追って前に進んできた。

来年度から始まる「第2期復興・創生期間」は、いよいよ福島はじめ東北地方が未来に向かって飛躍する時であると捉えてもよいのではないだろうか。

その意味で、「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」が示してくれた「国際教育研究拠点」の構想がどのような形で実現されていくのかがカギを握っている。

自由民主党と公明党としては、福島はじめ東北地方の被災地の皆様と真剣に意見交換をし、共通の認識を持ったうえで国、県、市町村が一体となって英知を結集し、「新しい東北」の発展モデルを作り、単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を成し遂げ、日本の将来の地平を切り拓いていくことを目指したいと考える。

また、「第1期復興・創生期間」では、おのずとハード面の整備が前提となっていたが、「第2期復興・創生期間」では、被災者の皆様の心のケアをはじめ、内外の志ある者が学ぶことのできる教育・研究システムと、人材育成、さらにはIT技術を駆使した技術革新と生産性向上などソフト部門の強化が中心となっていこう。この分野においても「国際教育研究拠点」が大きな役割を担うことは間違いない。

一方、地震と津波で大きな被害を受けた道路や港湾といったインフラの復旧については、多くの方々のご協力を得て、完了しつつある。国と被災自治体は協力して残された事業に全力を挙げ、地域の発展基盤を構築できるよう取り組む必要がある。

また、なお残る心のケア等の課題については必要な支援を一定期間行うとともに、原子力事故災害被災地域においては本格的な復興・再生の段階に入っ

いることから、引き続き国が前面に立って取り組む必要がある。

このように、東日本大震災からの復興・再生の道程は、来年度以降、これまでの第1ステージから第2ステージに移ることになる。与党としては、引き続き被災者の皆様の声に真摯に耳を傾け、東日本大震災における経験と教訓を「風化」させることなく将来へと継承しつつ、中長期的な視点に立って将来の発展の方向性を間違えることのないように、責務を果たしていくことを決意し、提言のむすびとしたい。